

熊本大学ネーミングライツ事業（提案指定型）募集要項

国立大学法人熊本大学（以下「本学」という。）は、本学及び地域の活性化に資するほか、事業者と連携する機会を拡大するとともに、新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立することを目的として、ネーミングライツ事業（提案指定型）を募集します。

1. ネーミングライツ事業（提案指定型）とは

契約により、本学が法人、法人以外の団体又は個人事業主（以下「法人等」という。）に、本学の施設等（熊本大学固定資産管理規則第3条（1）イに規定する建物）へ広告を掲示する権利を与え、権利を付与された法人等からその対価としてネーミングライツ料を得る事業です。

2. 対象施設等

本学の全施設（生協の営業スペースは除く）のなかで運営に支障をきたさない範囲を対象とします。また、設置場所については、周辺の景観等も考慮する必要があるため、必ず応募前に下記窓口までお問い合わせください。

<問合せ>

熊本大学 施設部 施設企画課 資産管理担当

〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2-39-1

TEL : 096-342-3161

E-mail : sis-sisan@jimu.kumamoto-u.ac.jp

3. 応募資格

ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題をおこしているもの
- ④ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に係わる業種に属する事業を行うもの

- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツを実施する事業者として適当でないと学長が認めるもの

4. 契約期間 1 ～ 5 年

5. 条件

（１）広告掲示について

対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとし、当該対象施設等にふさわしいものとしめます。また、下記のいずれかに該当するものは、設定することができません。

- ・ 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ・ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ・ 社会問題等の主義主張のあるもの
- ・ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
- ・ 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- ・ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- ・ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ・ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ・ たばこの広告や喫煙を促すもの
- ・ 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- ・ 集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
- ・ その他適当でないと学長が認めるもの

（２）ネーミングライツパートナー（提案指定型）のメリット

ネーミングライツパートナー（提案指定型）は、ネーミングライツ事業に係る施設等において、広告の掲示を通じて、ネーミングライツパートナーの活動等を宣伝することができます。なお、設置場所については、本学と協議が必要です。また、広告等の設置、変更及び契約期間終了後の原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。

6. ネーミングライツ料

A 2 版、A 3 版の広告物の掲示ができるものとし、ネーミングライツ料の基準価格は下記のとおりとします。事業者にて本学指定のフレームにて掲示を行ってください。

パネルサイズ	基準価格（年間）※消費税抜き
A 2 版	2 0 万円
A 3 版	1 5 万円

・指定フレーム：（株）アルテ オストリッチ

※上記以外のパネルサイズについても協議できるものとします。

※フレーム代、設置費用（行政等への申請が必要な場合は申請費用を含む）及び管理費用等はネーミングライツパートナーが負担してください。

7. 選考方法

次の審査項目をもとに、本学が設置するネーミングライツ選定委員会において、応募資格、内容、応募の趣旨、ネーミングライツ料、契約期間等を総合的に判断し適否を決定します。

◆資格要件及び選考基準

審査項目		要件、基準等	判断等
資格要件	資 格	・ 応募資格を満たしているか ・ 経営基盤が安定しているか など	適・否
	内 容	・ 学生、教職員に受け入れられるか ・ 施設等にふさわしい内容であるか ・ 条件等を満たしているか など	適・否
	応募の趣旨	・ 事業の趣旨に沿っているか	適・否
選考基準	ネーミングライツ料	・ 基準価格を満たしているか	適・否
	契約期間	・ 1 ～ 5 年であるか	適・否
判定	・ 資格要件、選定基準に適合しているか		適・否

8. 応募方法

（１）提出書類

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙）
- ② 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書（発行３ヶ月以内のもの）

- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
 - ⑥ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
 - ⑦ その他募集要項において必要とする書類（デザイン及び配置がわかる書類等）
- ※設置場所等は、必ず事前相談をお願いします。

（2）申込書提出先 ※随時受付中

熊本大学 施設部 施設企画課 資産管理担当

〒860-8555 熊本市中央区黒髪 2-39-1

TEL：096-342-3161

E-mail：sis-sisan@jimu.kumamoto-u.ac.jp

9. ネーミングライツパートナーの決定及び契約の締結

- （1）ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ選定委員会（以下、「委員会」という。）において審議のうえ、学長が決定します。
- （2）本学は、（1）により決定したネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツ事業に関する契約（以下、「契約」という。）を締結します。また、当該ネーミングライツパートナーとは、契約期間の満了後、当該施設等のネーミングライツの設定に当たり、優先的に交渉することができるものとします。

10. 本学の責務

掲示された広告等は、本学が責任を持って維持管理を行います。

11. ネーミングライツパートナーの責務

- （1）ネーミングライツパートナーは、設置した広告等に関する一切の責任を負うものとします。
- （2）第三者から広告等に関して苦情の申し立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツパートナーの責任及び負担において解決するものとします。

12. ネーミングライツ料の納入

原則、本学が発行する納入依頼書で指定された期日までに、年度毎に指定した預金口座に一括で納入することになります。

13. 本学の解除権

- （1）学長は、ネーミングライツパートナーが次の各号のいずれかに該当する場合は、ネーミングライツパートナーの決定を取消し、又は契約を解除することができます。
 - ① 指定の期日までに命名権料を納入しなかったとき。

- ② 応募資格を満たさなくなったとき。
 - ③ 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
 - ④ ネーミングライツパートナーの都合により事業の継続が困難になり契約解除の申し出があったとき。
 - ⑤ その他学長がネーミングライツパートナーの決定を取消し、又は契約の解除が必要であると認めるとき。
- (2) (1)の場合、ネーミングライツパートナーは、原状回復等に必要な費用を負担する義務を負います。
- (3) ネーミングライツパートナーの決定の取り消し及び契約解除の事由が(1) ①～④による場合は、ネーミングライツ料は返還しないものとします。
- (4) ネーミングライツパートナーの決定の取り消し及び契約解除の事由が(1) ⑤による場合は、本学はネーミングライツ料の返還についてネーミングライツパートナーと協議を行うものとします。
- (5) ネーミングライツパートナーの決定の取り消し及び契約解除の事由が(1) ④による場合は、ネーミングライツパートナーは本学に違約金を支払うものとし、違約金の額は協議によります。
- (6) 本学の解除権の行使は、ネーミングライツ選定委員会の議を経て学長が決定します。

14. その他留意事項

- ① 申込に要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）等の法令規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示場合があります。

(別紙)

令和 年 月 日

熊本大学長 殿

申込者
名 称 _____
代表者 _____
住 所 _____

ネーミングライツ事業申込書

熊本大学におけるネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。

分 類	☐ 施設指定型 ☐ スペース指定型 ☒ 提案指定型		
施設等名（室名、箇所等）			
応募の趣旨			
愛称等の案 （提案型は省略）	※デザイン等は別途添付		
愛称等の理由 （提案型は省略）			
広告掲示を希望するパート ナー等の名称			
希望ネーミングライツ料	円（年額／税別）		
希望期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
連絡先	担当者氏名		
	電話		
	F A X		
	E-mail		

（関係書類）

- (1) 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- (2) 定款、寄附行為その他これに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（発行３ヶ月以内のもの）
- (4) 直近３事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- (6) その他募集要項において必要とする書類（デザイン及び配置がわかる書類等）